

令和5年第4回臨時会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|------------|--------|------------|
| 招 集 年 月 日 | 令和5年5月9日（火曜日） | | | |
| 招 集 場 所 | 伊江村議会議事堂 | | | |
| 開 会 | 5月9日 10時00分 渡久地政雄議長宣言 | | | |
| 閉 会 | 5月9日 10時55分 渡久地政雄議長宣言 | | | |
| 出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ） | 1 | 渡久地 政 雄 議員 | 7 | 島 袋 勉 議員 |
| | 2 | 知 念 邦 夫 議員 | 8 | 島 袋 義 範 議員 |
| | 3 | 宮 城 弘 和 議員 | 9 | 亀 里 敏 郎 議員 |
| | 5 | 虻 江 修 議員 | 10 | 名 嘉 實 議員 |
| | 6 | 並 里 晴 男 議員 | 11 | 内 間 広 樹 議員 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 村 長 | 名城政英君 | 副 村 長 | 内間常喜君 |
| | 教 育 長 | 玉城洋之君 | 総務課長 | 西江忍君 |
| | 福祉課長 | 島袋裕次君 | 住民課長 | 平敷兼清君 |
| | 会計管理者 | 玉城睦美君 | 企画課長 | 島袋英樹君 |
| | 農林水産課長 | 浦崎悟君 | 建設課長 | 知念利次君 |
| | 商工観光課長 | 金城幸人君 | 教育行政課長 | 新城米広君 |
| | 医療保健課長 | 万寿祥久君 | 公営企業課長 | 玉城正朝君 |
| | 農業委員会事務局長 | 知念浩司君 | 総務課長補佐 | 古堅裕喜君 |
| | | | | |
| 議事日程及び会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和5年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火）午前10時00分 開 会

| 日程 | 議案番号 | 件 名 |
|----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名（8番 島袋義範議員・9番 亀里敏郎議員） |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 議長の諸般の報告 |
| 第4 | | 村長の行政報告 |
| 第5 | 承認第1号 | 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて |
| 第6 | 承認第2号 | 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて |
| 第7 | 議案第34号 | 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号） |
| 第8 | 発委第2号 | 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和5年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 島袋義範議員、9番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

3月28日、世界のウチナンチュ大会感謝の夕べが那覇市の沖縄ハーバービューホテルで開催され、出席しました。

3月29日、南九州四県町村議長会情報・意見交換会が那覇市のパシフィックホテル沖縄で開催され、出席しました。

4月27日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が、名護市民会館で開催され、議員とともに出席しました。

4月28日、県町村議会議長会役員会が那覇市の自治会館で開催され、出席しました。その後、沖縄振興拡大会議が県立武道館で開催され、出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

令和5年第4回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきます。

1点目に、お手元に資料も配布してございますので、御覧いただきながらお願いします。令和4年、5年期のさとうきび製糖実績について、御報告をいたします。今期の製糖期間は令和4年12月1日から、令和5年4月15日までの136日間となり、収穫面積及び反収、生産量ともに、昨年度を上回る実績となりました。収穫面積においては89.33ヘクタール、対前年度比で110.9%の増、生産量は7,273トン、対前年度比で128.7%の増となっております。反収においては8.14トン、対前年度比116%となっております。なお詳細につきましては、お手元に配布してあります資料を後ほど御覧いただきたいと思えます。

2点目に、第26回ゆり祭り及び祭り期間中のフェリー運航状況について御報告をいたします。第26回ゆり祭りは、4月22日のオープニングセレモニーを皮切りに、5月7日までの16日間にわたり開催をいたしました。伊江島ゆり祭り期間中、97航海で延べ4万7,288人、車両で5,060台を航送し、1航海当たりに換算すると1航海当たり488人の乗船客がございました。4年ぶりのゆり祭りで不慣れな点もある中、多くの来場者の御理解と御協力により、おおむね盛会に開催できたと考えております。開催に御協力いただきました団体、並びに関係者の皆さんに御礼と感謝を申し上げます。なお来場者数及びフェリー輸送実績については配付した資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

3点目に、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてでございます。御存じのとおり新型コロナウイ

ルスの感染症法上の位置づけが5月8日から5類へ移行されました。これにより国の新型コロナウイルス感染対策は、政府対策本部や都道府県対策本部が廃止されることになり、大きな転換期を迎えることになりました。新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、社会的に困難をもたらして3年間、村では新型インフルエンザ等感染症対策本部を設置し、これまで113回の会議を開催し、村民の御理解、御協力の下、様々な感染対策を講じてまいりました。なお5類移行後の村の感染対策につきましては、大型連休の影響などを注視しながら5月15日に村の対策本部を開催し、基本的な感染対策を確認をして、村民へ周知を図ってまいりたいと思います。今後も政府や沖縄県などの感染対策などの動向を把握しながら、迅速かつ的確に対応してまいりますので、皆様の御理解をお願いを申し上げます。

4点目に児童生徒の活躍状況について、令和5年3月臨時議会以降の児童生徒の活躍状況については、お手元に配布した資料のとおりでございますが、その中で5月3日に行われました第45回OTV杯沖縄相撲選手権大会において、優秀団体、優秀競技者表彰が行われ、第50回全国中学校相撲選手権大会で団体3位に輝いた伊江中学校、第26回九電杯九州わんぱく相撲大会で団体優勝した伊江西クラブが優秀団体として表彰されております。また全国女子相撲大会で2位に輝いた島袋心海（しんか）さん、わんぱく相撲全国大会5年生の部で3位に輝いた山城真優（まひろ）さんに優秀競技者として表彰がなされました。後ほど配布した資料を御覧いただき、子供たちを激励いただければと思います。

最後に5点目、建設工事の執行状況について、令和5年3月臨時会以降の建設事業の執行状況については、配付した資料のとおり、工事2件、委託業務5件、計7件を執行いたしましたので、御報告をいたします。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5．承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっております。

なお、本条例の改正の詳細につきまして、住民課長から説明をさせますので御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の主な改正は、地方税法等の改正に伴う各税における納付書様式の変更に伴う文言の改正、固定資産税においては、償却資産に対するコロナ特例の適用終了による改正、軽自動車税においては法律改正による文言の改正や環境性能割の臨時的軽減措置の終了、種別割のグリーン化特例の適用期限の延長による改正であります。新旧対照表と本日、お手元に配布しております資料にて説明をいたしますので、御準備をお願いい

たします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第46条中第5号の15様式の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「納入書によって」を「納入書により」に改めます。

第48条第1項及び第5項中、第22号の4様式の次に「又は第22号の4の2様式」を加える改正。

第50条第1項中、次のページをお願いいたします。第22号の4様式の次に「又は第22号の4の2様式」を加える改正。同条第2項中、「場合においては」を「場合には」に改める改正は、地方税法施行規則の改正により特別徴収義務者や法人村民税を納付する法人用の納付書様式においてQRコード対応納付書でも納付できるようにするための様式の追加と文言の改正であります。

第98条第1項及び、次のページの第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える改正につきましても、たばこ税申告納付についてQRコード対応納付書でも納付できるようにするよう様式の追加の改正でございます。

3ページ下段、附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める改正は、肉用牛売却所得の課税特例措置の延長でございます。

次のページをお願いいたします。附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改め、第10条の2を削除いたします。この内容につきましては、本日配付している資料の1ページの下段のほうを御確認ください。令和3年度の税制改正により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置が適用されておりましたが、その特例措置の終了による条文の削除です。令和4年度で制度終了となり、新規の申請はできませんが、村では既に令和3年度、令和4年度に適用申請実績があり、3事業所で6件の適用、この軽減措置が令和7年度まで継続されております。この特例措置により村が減収になった分については、国において補填されることになっており、本予算の歳入の11款にて、予算を計上しております。

新旧対照表に戻りまして、4ページをお願いします。附則第10条の3第3項中「第3項」を「第1項」に改め、同項第2号中「第17項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第2項」に、「第21項」を「第12項」に改め、次のページをお願いします。同条第5項中「第5項」を「第3項」に改め、同項第2号中「第24項」を「第15項」に、「第17項」を「第8項」に改め、同条第6項中「26項」を「第19項」に改め、同条第7項中「第9項」を「第8項」に改め、同項第4号中「第30項」を「第23項」に改め、次のページをお願いします。同条第9項中「第11項」を「第10項」に改め、同条第11項中「第14項」を「第17項」に改めます。この4ページから6ページまでの改正につきましては、地方税法の改正により、引用する条項番号の改正を行っており、それぞれの項で規定されている内容は、都市計画法などの法律で定められた基準による家屋などの固定資産税の減額措置の内容であります。本村では該当しない案件でございます。

続きまして6ページ右側の第15条の2を削り、7ページの第15条の2の2を、改正後は第15条の2とし、附則第15条の6第3項を削る改正を行います。令和3年度の税制改正により、軽自動車の取得時に係る環境性能割の税率について、燃費基準等達成度の区分によって旧第15条の2の規定で本来税率1%から非課税へ、旧第15条の6の規定で、本来2%の税率が1%へ臨時的に軽減しておりましたが、その取得期限が令和3年12月31日までの取得となっているための改正であります。

続く、附則第16条の改正と、第16条の2の改正はこの後10ページまで続きますので、資料にて説明したいと思えます。資料は2ページから3ページになります。資料2ページ、今回の改正内容としまして、環境性能割の見直しと併せて、より環境性能のよい車両の復旧を後押ししていく観点から軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期限を延長するものであります。グリーン化特例というのは四画の枠で説明書きを入れ

ております。排出ガス及び燃費性能に応じ種別割の税率を軽減し、逆に新車新規登録から一定年数、この一定年数というのは13年であります。13年経過した環境負荷の大きい自動車につきましては、税率を重くするという税率の特例措置であります。

3ページをお願いします。今回の改正について、表にて示しております。まず条文の整備として上段、新第2項は改正前の第2、第5、第6項を整理統合しており、新第3項は、旧第3第7項を整理統合、新第4項は、旧第4、第8項を整理統合しております。新第2項は、軽減後の税額に変更はなく、特例の適用を令和8年度まで延長。真ん中の新第3項は三輪の軽減、軽乗用車の営業用の車両の軽減の税額に変更はなく、令和8年度まで延長しておりますが、軽乗用車の自家用、軽貨物の営業用、自家用については、軽減を終了しております。新第4項も三輪の軽減、軽乗用車の営業用車両の軽減の税額に変更はなく、こちらは令和7年度まで延長しておりますが、軽乗用車の自家用、軽貨物の営業用、自家用については軽減措置を終了しております。75%軽減車両は、電気自動車や天然ガス車で50%軽減や25%軽減車両は、燃費基準や排出ガス基準により対象車両が細かく区分されております。続きまして、附則第16条の2の改正につきましては、第1項中「第8項」を「第4項」に改める改正で、さきの条文で統合されたことに伴う条項番号の改正であります。

新旧対照表に戻りまして、11ページをお願いします。附則第17条の2、第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改めます。改正内容につきましては、優良住宅地の造成等のために、国、地方公共団体や県知事への認定を受けた事業者に土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税や個人住民税の税率を軽減する制度であります。軽減対象となる主な事業は、都市開発法や都市計画法の中で行われる事業が対象となっており、本村は対象となる事業はありませんと。後ほど、資料の3ページを御確認ください。

新旧対照表、最後のページをお願いいたします。附則第1条は、この条例は、令和5年4月1日から施行するとします。

第2条第1項は、新旧対照表の4ページから6ページに係る第10条の3関係の改正に係る固定資産税の経過措置。第2項は、4ページの附則第10条と第10条の2に係る改正の経過措置。

第3条、第1項は、新旧対照表の6ページから7ページにかけての第15条の2、第15条の6の環境性能割の関連の改正に係る経過措置。第2項は、新旧対照表の7ページから10ページにかけての種別割関連の改正による経過措置を規定しております。

以上で、承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令132号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっておりますので、御審議のほどよろしく願います。

なお詳細につきまして、住民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保と中低所得者層の保険税負担軽減を図る観点から、令和5年税制改正大綱にて決定されたことによる改正であります。後期高齢者支援金に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げ、高所得者層への一定の負担を授ける改正。軽減判定に用いる所得基準を引上げ、軽減世帯の拡大を行う改正、その他文言の整理を行っております。

先に、新旧対照表にて、改正文の説明をいたします。新旧対照表1ページ、第2条第3項ただし書き中「20万円」を「22万円」に改めます。3項は、国保税の賦課内訳のうち、後期高齢者支援金分の課税額の限度額についての改正で2万円の引き上げでございます。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改める。

次のページをお願いします。同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改めます。第21条第1項は、先ほどの第2条の金額の改正に合わせての改正で、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減を算定する方法を規定しており、それぞれの軽減措置を行っても、なお後期高齢者支援金と課税額が限度額に達する場合の額を「20万円」から「22万円」へ改正するものであります。第2号と第3号の改正は、国保税の軽減判定に用いる所得基準の算定の改正であります。現状、国保税は所得に応じて、被保険者均等割及び世帯平等割を7割、5割、2割の軽減措置が行われておりますが、今回その軽減の対象になるかどうかの判定に用いる数値が改正されております。第2号は、5割軽減の算定で用いられる「28万5,000円」の算定数値を「29万円」に引き上げ、2ページの第3号は、2割軽減の算定で用いられる「52万円」の算定数値を「53万5,000円」に引き上げ、軽減世帯の拡大を図ることとなっております。

3ページをお願いします。第23条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実事を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める改正は、雇用保険法施行規則の改正による文言の整備です。附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める改正。

附則第3項、次のページをお願いします。第4項、第6項から5ページの第9項、第12項及び次の6ページをお願いします。第13項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改正します。第21条には1項しかないため、改正前の第21条第1項と表記する必要がないための文言の改正でございます。

この条例の附則として、第1項で令和5年4月1日から施行するとし、第2項で令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

それでは本日、配布している資料の5ページをお願いします。5ページは改正内容についての説明とイメージ図を示しています。保険税全体の課税限度額が102万円から104万円に引き上げられ、その内訳として改正されます後期高齢者支援金と課税額が20万円から22万円となっております。図の下側、点線枠は、軽減判定所得の改正に係る説明です。被保険者均等割及び世帯平等割の7割、5割、2割の軽減措置の判定のための計算式がありますが、そのうち5割軽減と2割軽減の算定式中の金額が今回改正されております。

6ページをお願いします。まず課税限度額の引き上げによる影響です。上段の表は、改正前後の限度額を示しております。中段の表は、限度額を引き上げたことにより影響がある世帯です。令和4年度ベースの課税状況で試算すると、改正前と改正後で影響がある世帯、5世帯です。5世帯の変更はありませんが、限度額が2万円に引き上げられたことにより2万円の5世帯で10万円の税収の増となります。下段の表は、軽減判定の改正による影響です。5割軽減、2割軽減の算定数値の引き上げにより、5割世帯は1世帯増、2割軽減の世帯は9世帯増になり、中層所得者の負担軽減が図られることとなります。なお、この軽減判定による村国保税の減収に対しては制度上、国、県からの負担金で財源措置されることになっております。

以上で、承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第34号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第34号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明いたします。

令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,067万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,367万9,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細にわたりましては事項別明細書をもって、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。16款1項1目民生費国庫負担金は840万円の増額計上でございます。6節、細節102. は補装具給付費国庫負担金として45万円の計上でございます。国庫補助率50%の9割を見込んでの予算計上でございます。8節、細節101. 子育て世帯生活支援特別給付金事業715万円は、食費等の物価高騰に伴い生活に影響を受けた1人親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金となっております。子ども1人当たり5万円を給付します。県への申請当時の対象者は133人、57世帯分となりますが弾力性を持たせプラス10人分を見込んでの計上でございます。細節102. の事務費80万円の計上につきましては、細節にて御説明いたします。

歳入2ページ、17款1項1目、民生費県負担金5節、細節102. は、補装具給付に係る県負担金として22万5,000円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入3ページをお願いいたします。20款2項1目財政調整基金繰入金205万4,000円の計上につきましては、本補正予算の財源調整額として措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出1ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費463万2,000円の増額計上でございます。1節報酬13万2,000円及び12節委託料450万円につきましては、当初予算計上時に誤りがあり、8目身体障害者福祉費から1目社会福祉総務費へ予算組替えをするものでございます。お詫び申し上げ予算組替えのほうを、よろしく願いいたします。8目身体障害者福祉費363万2,000円の減額計上でございます。1節と12節につきましては、先ほど説明申し上げたとおりでございます。19節、細節102. 補装具給付費100万円の計上につきましては、当初予算で80万円を計上しておりましたが、3月末の申請時点で座位保持装置、長時間座位保持ができる特殊な車いすでございますが、その購入や修繕により当初予算額を上回ることで、今後の追加申請に備え予算計上するものでございます。

歳出2ページ、2項1目児童福祉総務費795万円の増額計上でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る予算計上でございます。3節職員手当等4万4,000円は、事務手続に係る職員の超勤手当、10節需用費3万4,000円、11節役務費3万5,000円は、事務手続に係る消耗品や振込手数料でございます。12節委託料68万7,000円はシステム改修費、18節負担金補助金及び交付金715万円は、1人当たり5万円掛ける143人分の予算計上でございます。なお各世帯の振り込みにつきましては、5月31日を予定しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

歳出3ページ、8款1項2目特別事業対策費70万円の増額は、17節、細節686. E&Cセンター塵芥車購入事業で、当初予算では車体価格のみを計上しており、附属品オプション等が計上漏れとなっておりました。主な品目で言いますと、ドライブレコーダー、車体側面の文字、あと防錆処理、シートビニール貼りと2台分で70万円が予算不足になりましたことでの増額をお願いいたします。今後そういうことがないように、十分に確認をし予算計上を行っていききたいと思います。

○ 議長 渡久地政雄君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万寿祥久君

歳出4ページをお願いいたします。13款3項1目過年度支出金、22節、細節201. 保健事業負担金精算分102万9,000円の計上は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金の実績報告により超過交付となり返還金を計上するものでございます。令和5年3月23日付、確定通知に基づき計上するものでございます。

以上で、議案第34号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。16款国庫支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。17款県支出金。2ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。20款繰入金。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

3款民生費。1ページから2ページまで。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内間広樹議員

先ほど説明のあった歳出2ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業、課長も初議会ということですので、1つ質疑させてください。非課税世帯以外の低所得世帯という説明だったんですけども、低所得世帯とは、どういう線引きなのかお伺いします。

○ 議長 渡久地政雄君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島袋裕次君

非課税世帯ということだと思いますけれども、1人当たり月額8万1,660円程度の収入がある方、年間で98万円以内という方を想定しております。

○ 議長 渡久地政雄君

よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。8款土木費。7番 島袋勉議員。

○ 7番 島袋勉議員

この塵芥車の購入の納品がいつぐらいになるのか。それと現在2台ともトレーラー等も牽引してやっているんですが、それも引き続きトレーラーを引く装備も含めての納入になるのか。それとそのトレーラー自体の車検等はないのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地政雄君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

塵芥車2台の納品はいつ頃かについては、今回補正予算が通りますと6月の今月いっぱいで一応入札する予定にしております。これは700万円以上ということで、議会の議決事項でもありますので、6月の定例議会に上げまして、納品は一応来年の3月の予定となっております。

あと現在のトレーラーの牽引につきましては、もちろん新しく納入される塵芥車もトレーラーを牽引する装備も備えた塵芥車を購入いたします。トレーラーの車検につきましては、もちろん同じ車両ということで、車検も行っております。トレーラーにつきましても、今あるトレーラーをそのまま使用するという事です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和5年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発委第2号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会 島袋 勉委員長。

○ 議会運営委員会委員長 島 袋 勉 君

発委第2号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をします。

今回の改正は、令和5年第2回定例会において「伊江村議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しましたが、その時点で那覇地方検察庁との協議が整ってないことから罰則規定を除き提案のうえ可決しました。

令和5年3月20日付けで、那覇地方検察庁との協議が終えたことにより、罰則規定を追加した一部改正を行う必要があるため、本案の提出となっております。

それでは新旧対照表にて説明いたします。

目次中、第5章 雑則（第47条～第52条）の次に次の章名を加える。第6章 罰則（第53条～第57条）第2条第4項中「第3章」の次に「及び第6章」を加える。

第52条の次に次の1章を加える。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取り扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益

を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、伊江村の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上で提案理由の説明とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発委第2号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発委第2号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（8番） 島 袋 義 範

署名議員（9番） 亀 里 敏 郎